

質問番号：令和5年度質問第3号

答申番号：令和5年度答申第5号

答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の見解は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年9月20日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、同項に規定する医師である [] 病院整形外科 の [] 医師及び [] 医師（以下「本件医師」という。）の作成に係る身体障害者診断書・意見書（肢体障害用）（以下「本件診断書」という。）を添えた身体障害者手帳交付申請書により、身体障害者手帳の交付を申請した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和4年10月3日、本件医師に対し、手術を含めた治療方法がある場合の具体的な治療方法等を疑義の内容とする照会文書及び本件診断書を送付した。
- 3 本件医師より、令和4年10月13日、処分庁に「④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）」欄に「2022/02頃から疼痛あり、軽快傾向ではあるが疼痛残存」及び「⑤総合所見」欄に「手術加療の希望なく現時点では保存加療の方針」と追記された診断書・意見書（以下「本件追記後診断書」という。）が返送された。
- 4 処分庁は、令和4年11月15日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福

祉専門分科会身体障害者障害程度審査部会（以下「審査部会」という。）に、本件追記後診断書の内容が身体障害に該当するか諮問したところ、審査部会は、「身体障害の認定は、医学的・客観的な観点から機能障害が永続すると判断できる状態に対して行われるものである。保存的治療はご本人の希望によるもので、手術を含めた治療方針が選択できる段階であり、永続する障害について判断できる時期ではなく、診断日時点においては症状固定していないことから、永続する障害（治療による回復の可能性が極めて少ない）とは言えず、障害に該当しない。」との答申をした。

- 5 処分庁は、令和4年11月21日、上記4の審査部会の答申を踏まえ、本件申請を却下する決定をし、同年12月1日、□区保健福祉部保健福祉課を通じて、同年11月21日付け神□第□号身体障害者手帳交付申請却下決定通知書を、審査請求人宛てに送付した（以下「本件処分」という。）。
- 6 審査請求人は、令和5年1月16日、本件処分を取り消し、障害等級を5級とする身体障害者手帳交付決定に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査部会の専門の医師と本件医師との齟齬があり文書作成しています。本件医師より、令和4年2月15日より半年がたち、機能障害が永続する障害となる症状であるとのことにより障害の請求をしました。審査請求人自身、手術の選択肢は手術後の完治する確率は少ないと今のこところ希望していません。本人の手術しない意思によっての障害の請求は却下されるのでしょうか？

本件医師によると痛みは手術でそれでも痺れは取れる確率が少なく、痛みではなくその痺れが現在大変ひどいために今回の障害が生じています。保存的治療は3か月から半年で半年をすでに過ぎているので、終了をしているとの本件医師との報告がありました。審査請求人自身はアレルギー持

ちで痛み止め、痺れ止めが合わずにアレルギー症状が大変ひどく出来るだけ投与せずに毎日生活しています。手術における麻酔もアレルギー反応の嫌っている状況です。

現在、仕事は会社役員のために電話、メールにての仕事が中心で、ほぼ寝たきりの状態です。仕事における生産性はかなりひどい状態です。

一度、本件医師にご確認いただいても結構です。

2 審査序の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 法第15条第4項は、「都道府県知事は、第1項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と定めているところ、本件診断書に記載されている審査請求人の障害は、「障害名：頸椎椎間板ヘルニアによる左肩関節機能の著しい障害」であることから、審査請求人が該当する可能性のある障害は、法別表の四に掲げる「肢体不自由」のうちの、「1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの」となり、審査請求人の症状が「別表に掲げるもの」に該当するには、その症状が「永続するもの」であることが必要となる。

障害が「永続するもの」に該当するためには、症状が固定していることが必要であり、本件処分時に審査請求人に何らかの症状が現れていても、通常行われている治療を実施することによって当該症状が改善する見込みがある場合には、当該治療の実施前の段階で障害が「永続する」と判断

することはできない。障害が「永続する」かは、当該治療を実施してその効果が判明した段階で判断するのが相当である。

(2) 審査請求人の上肢に生じている障害は頸椎椎間板ヘルニアによるものであり、当該疾患に対する有効な治療方法として手術を行うことが一般的に行われていることは公知の事実であり、手術を実施することによって症状が改善する可能性が存在することは否定できない。

審査請求人は手術を受けておらず、保存的治療が行われているが、本件医師が処分庁からの照会に対して「手術加療の希望なく現時点では保存加療の方針」と回答していることによれば、そのような治療方法が採用されているのは、本件医師によって手術を行うことが適切ではないと診断されていることによるものではなく、手術を行うことは可能であるが、審査請求人が希望しないことによって手術を見合せていることによるものと認められる。

この状態では、手術によって症状が改善する可能性を否定することはできないため、審査請求人の障害が「永続するもの」に該当すると認めるることはできず、障害の程度如何にかかわらず、身体障害者手帳の交付対象とはならない。

(3) 審査請求人は、「本人の手術しない意思によっての障害の請求は却下されるのでしょうか？」と主張しているが、法において「永続するもの」という要件が定められているし、医師によって手術に対する消極的な見解が示されているわけではないのであるから、手術による症状の改善の有無を確認することなく障害が「永続するもの」に該当すると認めるることはできない。このように解しても、障害が生じている者に、同人が希望しない手術を強要することになるものではない。

(4) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項は、申請された障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならないと定めている。処分庁は、地方社会福祉審議会に該当する審査部会に諮問して、令和4年11月15日に「非該当」

の答申を受けていることが認められ、本件処分に至る手続の点でも違法・不當な点は認められない。

(5) 以上のとおり、本件処分は違法又は不當であるとは認められないことから、本件審査請求は棄却することが相当である。

第5 調査審議の経過

令和5年6月23日 第1回審議

令和5年7月28日 第2回審議

令和5年8月25日 第3回審議

第6 審査会の判断

1. 処分庁の適用した各規定とその合理性

(1) 法第15条第4項は、処分庁が、同条第1項の申請に基づき審査し、「その障害が別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定している。そして、法に定める別表においては、「四 次に掲げる肢体不自由」の箇所で「1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの」と規定している。

(2) 厚生労働省は、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）第5条第1項において、身体障害者手帳には、「障害名及び障害の級別」（同項第2号）を記載するものとし、同条第3項は、同条第1項の「障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定している。そして、規則別表第5号では、「肢体不自由」の「上肢」のうち、肩関節の障害について、5級は「2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうちいずれかの一関節の機能の著しい障害」と規定している。

(3) もっとも、上記法及び規則の定めが抽象的であることから、これらを具体化するため、厚生労働省は「身体障害者障害程度等級表の解説

(身体障害認定基準)について」(平成15年1月10日障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「本件認定基準」という。)を定めており、本件認定基準を受けて、神戸市において身体障害者診断指針(以下「本件診断指針」という。)を定めている。本件認定基準の内容は、別紙関係基準の定めに記載のとおりである。

本件認定基準中「第1 総括事項」において、「2 法別表に規定する『永続する』障害とは、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたつて障害程度が不変のものに限られるものではないこと。」とされている。

本件認定基準は、厚生労働省が、法の目的及び理念に則り、専門的知識と長年にわたる実務経験に基づき作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見当たらない。

(4) 神戸市が定めた本件診断指針は、障害の種類ごとに本件認定基準を中心とした等級の決定に必要な事項を掲載したものであるが、本件診断指針「第1章 総括的事項」及び「第5章 肢体不自由」の内容においても、上記(3)と同様の理由で特段不合理・不適切な点は見当たらない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、本件診断指針に従って判断することが相当である。

2 本件処分の適法性等

(1) 審査請求人の身体障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書を基に本件診断指針に照らして判断するのが相当である。

(2) 本件において、当審査会としても、審査請求人の頸椎椎間板ヘルニアについては、法別表に規定する「永続」する障害と認めることはできず、等級表の5級に該当するとは認められないことから、いずれの障害等級の程度にも該当しない、と判断した。理由については、第4

— 2 (1)ないし(4)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会長 水谷恭子

委員 興津征雄

委員 大原雅之

委員 西上治

(別紙) 関係基準の定め

【身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知】

第1 総括事項

- 1 [略]
- 2 法別表に規定する「永続する」障害とは、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではないこと。

3～6 [略]

第2 個別事項

一～三 [略]

四 肢体不自由

1 [略]

2 各項解説

(1) 上肢不自由

ア [略]

イ 肩関節の機能障害

(ア) [略]

(イ) 「著しい障害」(5級)の具体的な例は次のとおりである。

a 関節可動域60度以下のもの

b 徒手筋力テストで3に相当するもの

(2)～(4) [略]

五、六 [略]